

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023年5月25日

(宛先)
埼玉県 環境管理事務所長

報告者 氏名又は名称及び住所 埼玉県三郷市谷口225-2
 並びに法人にあっては 前田道路(株)埼玉営業所
 その代表者の氏名 所長 松尾 康士
 (電話番号 048-952-1221)

埼玉県生活環境保全条例第20条第3項の規定により、2022年度の産業廃棄物処理計画の実施の状況を報告します。

事業場の名称	前田道路株式会社 埼玉営業所
事業場の所在地	埼玉県三郷市谷口225-2
事業の種類	総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1590 t	全処理委託量	1590 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	95 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1495 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

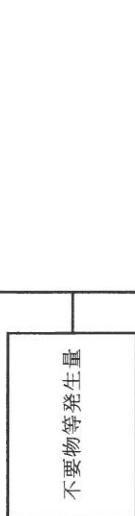


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

がれき類

)



項目	実績値
①排出量	452.0
②自ら直接再生利用を行った量	0
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0
④自ら中間処理した量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑥自ら中間処理により減量した量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑧自ら中間処理により減量した量	0
⑨自ら中間処理により減量した量	0
⑩全処理委託量	452.0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	33.0
⑫再生利用業者への処理委託量	419.0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0
⑮自ら中間処理した後再生利用した量	0
⑯自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
⑰自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	452.0
⑱自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	0
⑲自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
⑳自ら中間処理した後再生利用した量	0
㉑自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	33.0

自ら直接再生利用した量 ②	0
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③	0
自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧	0
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑯	0
自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ㉑	33.0
自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ㉑	0
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ㉑	0
自ら中間処理した後再生利用した量 ㉑	0
自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ㉑	33.0

自ら中間処理した後再生利用した量 ㉑	0
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ㉑	0
自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ㉑	0
自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ㉑	0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

混合廃棄物

)

有償物量

不要物等発生量

排出量	① 54.1
自ら直接 再生利用した量	② 0
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③ 0

項目	実績値
①排出量	54.1
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	54.1
⑪優良認定業者への 処理委託量	39.7
⑫再生利用業者への処理 委託量	14.4
⑬熱回収認定業者への處 理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への處 理委託量	0

自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑨ 0
自ら中間処理した 後の残さ量	⑥ 0
自ら中間処理した量	④ 0
④のうち熱回収 を行った量	⑤ 0
自ら中間処理によ り減量した量	⑦ 0
直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩ 54.1
⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑪ 0
⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑫ 39.7

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫ 14.4
⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑬ 0
⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑭ 39.7
自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑨ 0

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記載すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記載すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接埋立処分又は海洋投入処分をした量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の残さ量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分をした量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の1第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項）への処理委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの産業廃棄物の実績値を記載すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。